

書 評

黒沼悦郎著『公開会社法入門』（日本経済新聞出版、2026年）

有 吉 尚 哉

会社の組織・運営に関する基本的な法的規律は会社法に規定されている。もっとも、会社、特に上場会社の活動をめぐる規律は、会社法のみによって完結するものではない。金融商品取引法をはじめとする関連法令、取引所の上場規則、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードなどのソフトローが重層的に適用され、実務上の判断枠組みを形成している。そのため、上場会社の法務に携わる実務関係者にとっては、会社法の理解だけでは足りず、これらの規律を相互に関連づけて把握することが求められる。

さらに、近年は、そのような法令・ソフトローの新規立法・改正が相次ぐ一方、上場会社の支配権争いや企業買収など会社法務に関わる一定の分野では、裁判例や実務上の対応手法も急速に蓄積されている。このように上場会社をめぐる規律は、制度面でも実務面でも不断に変化しており、その全体像を体系的に理解し、知識を更新していくことの重要性は一層高まっている。もっとも、これらの情報は全体がまとまった形で、あるいは体系立てて整理されているとは限らず、統合的に理解することは必ずしも容易ではない。

本書の著者である黒沼悦郎・早稲田大学法科大学院教授は、会社法および金融商品取引法の双方に深い知見を有し、両分野が交錯する上場会社法制を長年にわたり牽引してきた研究者である。本書は、公開会社（ここでの「公開会社」は会社法2条5号に定義される意味ではなく、「株式が分散して所有されている会社であり、典型的には株式を取引所の市場に上場している会社（上場会社）」であるとされている）に対して適用される規律を包括的に解説するものである。その中では、会社法や金融商品取引法などの法令だけでなく、コーポレートガバナンス・コードその他の各種のソフトローも取り上げられている。また、法令やソフトローを制度ごとに切り分けて説明するのではなく、分野・領域ごとに、関連する規律が一体的かつ有機的に説明されており、読者は、本書を読むことにより、各法令やソフトローをばらばらの知識としてではなく、上場会社をめぐる一つの規律体系として理解することができる。

本書の構成は、まず第1章「公開会社法とはなにか」で公開会社や公開会社に適用されるルールに関する総論的な記述がなされた後、第2章から第6章までは「株主総会」、「経営機構（1）～（4）」として株主総会、取締役・取締役会、監査役・監査役会などの各機関や機関構成に関する説明がなされる。その中では、役員報酬のあり方、経営判断原則を踏まえた

取締役の責任、モニタリングモデルの機関構成など近時議論されることの多い項目に関する考察も含まれる。第7章「経営成績を確認する」では財務諸表等・事業報告の内容や、配当・自己株式取得による株主への利益分配の規律が論じられる。第8章「株式を売買する」では株式に関する会社法上の規律のほか、大量保有報告制度や取引所の市場改革に関して記述されており、さらに第9章「ディスクロージャー制度を理解する」、第10章「会計不正と投資家の救済」、第11章「市場のルール」では上場株式に関する情報開示や不公正取引規制などの解説がなされる。第12章「会社の資金調達」では主に株式発行による資金調達に関する会社法・金融商品取引法の規律がその役割を踏まえて解説されており、第13章「組織再編と企業買収」では会社法上の組織再編行為だけでなく、公開買付規制や買収防衛策についても言及されている。上場会社は企業グループを構成していることが一般的であり、最後の第14章では「企業グループの経営」として企業グループにより生じる会社法上の論点が考察される。本書の全体的な構成として、会社の機関、会社の計算、株式、組織再編行為など会社法の一般的な内容を網羅しつつ、株式が取引所の市場に上場されていることを踏まえた金融商品取引法や取引所による規律、ソフトローなどの内容が盛り込まれている。この点、「会社法」のテキストでありながら、虚偽開示責任（第10章）やインサイダー取引規制などの証券規制（第11章）にそれぞれ1章が充てられていることは、通常の基本書の構成として、必ずしも一般的な構成ではないだろう。もっとも、これらの分野は、いずれも上場会社の実務において会社法上の規律・手続と並んで重要な位置を占めるものであり、本書の実務的有用性を高めているといえる。

このような構成の下、本書では、最新の裁判例や具体的な事例が随所に織り込まれている。そのため、理論上の論点が実際の紛争や実務対応の場面でどのように現れるのかを具体的に把握しやすい内容となっている。特に、上場会社の法務に一定程度携わった経験を有する読者にとっては、個々の制度や論点を実務上の問題状況と結びつけて理解する助けとなるだろう。なお、取り上げられている裁判例が、支配権争い、企業買収をめぐる紛争、開示書類の虚偽記載に関する責任追及など特定の分野に集中していることも示唆的である。本書を通じて、近時の上場会社の法務において、どの領域で多く紛争が顕在化し、裁判所の判断が蓄積されているのかを俯瞰することができる。

また、本書では、社外取締役の意義・役割、取締役の責任のあり方、敵対的買収と買収防衛策、グループ経営におけるステークホルダーの保護など、実務上具体的な判断を迫られる論点が数多く取り上げられている。これらを含む法的論点に関して、通説的な見解や実務上の解釈・運用が丁寧に整理されるとともに、（必ずしも多数説ではない見解も含めて）随所に黒沼教授の独自の見解も示されている（なお、通説的な見解とは異なる黒沼教授の見解が述べられている部分には、その旨が示されており、誤認が生じにくい文章となっていることも念のため付言する）。これにより、入門書としての一般的な情報を読者に示しつつ、制度

の趣旨についてより深く考察するための手がかりも提供するものとなっている。

本書の表題には「入門」とあり，はしがきの冒頭でも「本書は公開会社法の入門書として書かれた」とされている。しかしながら，その内容は，初学者に向けて基礎知識を提供することにとどまらない。本書は，これから会社法・上場会社法を学ぼうとする読者にとって格好の導入となる一冊であると同時に，すでに上場会社の法務に携わる実務関係者にとっても，上場会社をめぐる法制度の全体像を見通し，その現在地を確認するうえで有益な一冊である。幅広い読者に通読を薦めたい。

（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士）